

国民健康保険は支えあいの制度です



★福生市ホームページ: <https://www.city.fussa.tokyo.jp/> ▶ 暮らしの情報 ▶ 税・保険・年金 ▶ 国民健康保険

福生市国民健康保険税率等が改定されます

福生市国民健康保険の現状は、1人当たりの医療費が医療の高度化などに伴い年々増加傾向となっている一方、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により被保険者数が減少しています。そのため、一般会計からの繰入金により国民健康保険特別会計の赤字分を補てんし、財政運営を維持するという厳しい状況が続いています。また、東京都から示されている国民健康保険運営方針において、赤字分について計画的・段階的に解消・削減することを求められています。

これらの現状をふまえ、東京都が示した標準保険料率を参考に、急激な負担増にならないようにしながら、国民健康保険税率等を次のように見直すこととしました。

令和4年度の福生市国民健康保険税

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割率	5.00%	2.17%	1.73%
均等割額(被保険者1人あたり)	27,000円	12,800円	13,500円
課税の限度額	650,000円	200,000円	170,000円

(参考) 令和3年度の福生市国民健康保険税

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割率	4.80%	2.00%	1.55%
均等割額(被保険者1人あたり)	25,000円	11,900円	12,400円
課税の限度額	630,000円	190,000円	170,000円

国保加入の40歳未満の方

$$\text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分} = \text{保険税}$$

40歳未満の方は介護保険未加入のため、医療分と後期高齢者支援金分を合わせて保険税として納めます。

国保加入の40歳～64歳の方

$$\text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護分} = \text{保険税}$$

40歳～64歳の方は、40歳に達した月から介護保険第2号被保険者となるため、医療分と後期高齢者支援金分に介護分を合わせて保険税として納めます。

国保加入の65歳～74歳の方

$$\text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分} = \text{保険税}$$

医療分と後期高齢者支援金分を保険税として納めます。

介護保険料と後期高齢者医療保険料

65歳以上の方は介護保険第1号被保険者となり、介護保険料を国保の保険税とは別に納めます。また、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行となり、国保税の代わりにその保険料を納めます。

モデル世帯における保険税

ケース1

家族構成
41歳夫・35歳妻・8歳子どもの3人世帯
前年中の所得
夫 → 276万円 (給与収入400万円)
妻 → 45万円 (給与収入100万円)
子 → なし

1年間の保険税額

令和3年度 319,000円 → 令和4年度 341,600円

計算 (令和4年度)

○課税総所得=235万円 (夫:233万円 (276万円-基礎控除43万円)、妻:2万円 (45万円-基礎控除43万円))

- ・医療分 (235万円×5.00%) + (27,000円×3人) = 198,500円
- ・後期高齢者支援金分 (235万円×2.17%) + (12,800円×3人) = 89,300円*
- ・介護分 (233万円×1.73%) + (13,500円×1人) = 53,800円*

ケース2

家族構成
70歳夫・68歳妻の2人世帯
前年中の所得
夫 → 140万円 (年金収入250万円)
妻 → なし

1年間の保険税額

令和3年度 124,900円 → 令和4年度 133,200円

計算 (令和4年度)

○課税総所得=97万円 (140万円-基礎控除43万円)

- ・医療分 (97万円×5.00%) + (21,600円×2人) = 91,700円
- ・後期高齢者支援金分 (97万円×2.17%) + (10,240円×2人) = 41,500円*
- ・介護分 なし

注: 課税総所得が一定額以下のため、均等割額は2割軽減となります。

ケース3

家族構成
30歳の1人世帯
前年中の所得
132万円 (給与収入200万円)

1年間の保険税額

令和3年度 97,400円 → 令和4年度 103,600円

計算 (令和4年度)

○課税総所得=89万円 (132万円-基礎控除43万円)

- ・医療分 (89万円×5.00%) + (27,000円×1人) = 71,500円
- ・後期高齢者支援金分 (89万円×2.17%) + (12,800円×1人) = 32,100円*
- ・介護分 なし

※100円未満は切捨て

未就学児に係る均等割額が軽減されます

少子化対策として「子育て世帯の経済的負担軽減」の観点から、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児分の均等割額を5割軽減することになりました。

◆対象者

- 1 国民健康保険に加入する未就学児 (6歳に達する日以降、初めて3月31日を迎えていない被保険者)
- 2 令和4年度分については、平成28年4月2日以後に生まれた方

未就学児の均等割額軽減について、世帯主+被保険者の総所得金額が一定基準以下における均等割額の軽減が適用されている場合、軽減後の均等割額を5割軽減します。例えば、均等割額の7割が軽減されている世帯については、残りの3割について、5割軽減することになります。(合計で未就学児のみ8.5割の軽減になります。)

なお、未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みとなり、国民健康保険税の納付が困難な世帯について、令和3年度に引き続き、要件を満たすと減免が受けられる場合があります。

◆対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
※申請には医師の診断書が必要になります。事前に電話にて御相談ください。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べて一定以上減少する見込みの世帯

◆対象となる保険税

1 令和3年度相当分

納期限が令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 令和4年度分

納期限が令和4年4月1日～令和5年3月31日

◆申請に必要な書類 (新型コロナウイルス感染症により収入が減少した世帯の申請に必要な書類)

令和3年度相当分の場合

- 1 国民健康保険税減免申請書
- 2 調査票
- 3 令和3年分の確定申告等の写し
(給与収入のみは源泉徴収票でも可)
- 4 令和2年分の確定申告等の写し
(給与収入のみは源泉徴収票でも可)

令和4年度分の場合

- 1 国民健康保険税減免申請書
- 2 調査票
- 3 令和4年中の収入見込みが分かる書類
(未到来の月の収入見込みの資料)
- 4 令和4年1月から直近までの収入が分かる資料
(給与明細や売上帳簿等)
- 5 令和3年分の確定申告の写し
(給与収入のみは源泉徴収票でも可)

上記の1、2はホームページから印刷できます。

※印刷環境がない場合は資料を送付します。電話で御連絡ください。

※状況により、上記の書類以外の資料の提出が必要になる場合があります。

※令和3年度相当分の減免の場合、令和3年中の収入額と令和2年中の収入額を比較し、収入が3割以上減額していることが要件となりますが、令和3年中に減少した所得と同一種類の令和2年中の所得が0円の場合は減免できません。

※令和4年度分の減免の場合、令和4年中(収入見込み額)と令和3年中の収入額を比較し、収入が3割以上減額していることが要件となりますが、令和4年中に減少見込みの所得と同一種類の令和3年中の所得が0円の場合は減免できません。

※なお、災害等により納付困難な方も減免を受けられる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

福生市国民健康保険の被保険者である被用者(給与等の支払いを受けている者に限る)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。詳細についてはホームページを御覧ください。

◆対象者

- 1 給与の支払いを受けている福生市国民健康保険被保険者
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなかつた方

◆支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、その労務に服することができない期間(令和2年1月1日から令和4年9月30日までの期間) ※支給対象期間は今後変更になる可能性があります。

※給付を受けるには、申請が必要です。申請先は保険年金課保険年金係です。

※申請するには、医師の意見書(医療機関を受診した場合)や事業主の証明が必要になります。

※申請を希望される方は、来庁される前に必ず保険年金課(042-551-1640(直通))に御連絡ください。

国民健康保険税の納期内納税に御協力ください

国民健康保険税は普通徴収の場合、7月から翌年2月まで毎月末日（末日が土曜、日曜、祝日の場合は翌平日）までに金融機関、郵便局、コンビニ、市役所等で国民健康保険税を納めていただいています。国民健康保険事業は納付いただいた国民健康保険税により運営されています。引き続き納期内の納付に御協力ください。

◆国民健康保険税の納付は便利な口座振替を御利用ください

口座振替を登録すれば納期限に口座から自動的に国民健康保険税が納付されます。納付に行く手間と時間が省け、納め忘れを防ぐことができます。ぜひ口座振替を御利用ください。

口座振替を希望される場合は口座振替依頼書を郵送しますので、保険年金課もしくは収納課に御連絡ください。

保険年金課：042-551-1640（直通）

収 納 課：042-551-1578（直通）

特定健康診査を受診しましょう！

福生市で国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、市内の指定医療機関で毎年『特定健康診査』という健康診断を行っています。今年度は6月1日（水曜日）から10月14日（金曜日）まで（※）の期間で行います。対象の方には、5月下旬に受診券を発送しました。（※新型コロナウイルス感染症の状況により、実施期間等が変更になる場合があります。）

■特定健康診査の目的

特定健康診査は、生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の早期発見、改善を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。生活習慣病は予防、改善ができるため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

カラダの小さな変化を見逃さないためにも、健診は毎年受診しましょう。現在治療中の方も受診できます。

■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「特定保健指導」という生活習慣を見直すための専門家による支援事業を無料で行っています。

早期の取組が大切です。対象の方には、後日、御案内をお送りします。一緒に生活習慣を見直していきましょう。



無料で受診できます！
健診のことや受診券についてのお問合せは保健センターまで。

■中途加入・74歳の方はご注意ください！

福生市の国民健康保険に途中から（今年度4月2日以降）加入された方も健診を受診できます。6月までに手続きをした方へは保健センターから受診券をお送りします。7月以降手続きをされた方は、直接保健センターへお申し出ください。

75歳を迎えると後期高齢者健康診査の対象になります。お手元の受診券は使えなくなりますので、受診前に75歳を迎えた場合は保健センターへ御連絡ください。

■マイナポータルで健診結果が閲覧できます

マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方は、マイナポータル上で健診結果を閲覧することができます。マイナポータルにログイン後、「わたしの情報」から健診結果情報を取得してください。

システム上、令和2年度以前の健診結果は取得できません。今年度受診した結果については健診実施月の約4ヵ月後に閲覧可能です。※医療機関等の報告状況により登録時期がずれる可能性があります。

特定健康診査のお問合せは…

福生市保健センター

電話 042-552-0061（直通）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での手続きに御協力ください！

窓口に来庁しなくても受付可能な手続きもあります。事前に電話でお問合せいただき、郵送での手続きを御検討ください。また、来庁する時はマスクの着用をお願いします。

御不便をおかけいたしますが、一日でも早い収束に向け、御理解、御協力をお願いいたします。